

- 組合差別をやめ  
支部組合事務所を貸与せよ！



第76号  
2011年1月31日  
発行 全労協・郵政労働者ユニオン  
神戸東播支部

郵政労働者ユニオン・支援者のみなさん！！

**松田「一円裁判」和解協議が成立！  
「停職処分」を取り消し！！**

2011年1月27日  
郵政労働者ユニオン神戸東播支部執行委員会

(「懲戒処分」の無効確認をもとめて)

「一円の過剰金事故」を理由とした停職という「懲戒処分」は重すぎるとして、2008年9月に神戸

地方裁判所に「懲戒処分」の無効確認を求めて提訴して、8回の審理をへて2010年7月に判決があり神戸地裁・矢尾裁判長は会社側の主張を全面的に採用して、「不当判決」を行いました。同月13日大阪高裁に控訴しました。

(控訴審にはいって)

2010年9月22日午後1時15分から大阪高裁で控訴審が始まりました。8月31日、控訴人(松田)から①事故報告について、少なくとも書面報告は行った。②当時の職務状況(サービス労働の実態)によって控訴人の症状が悪化していた事実。③「懲戒の標準(目安)」からなる控訴理由書を提出して、第1回審理となりました。裁判所から被控訴人(会社)に対して、「懲戒の標準」と照らして、本処分との関係性について見解を求めました。第2回の審理では、被控訴人(会社)は「懲戒の標準」の存在について認めたものの、松田さんの「停職処分」の発令時については、「当時、懲戒処分の標準はなかった」とし「就業規則によって処分を行った」と処分に至る経緯が示されました。

(和解協議が成立)

会社が出している「懲戒の標準」では、一万円以下の金銭の過不足金を発生させた場合、初回に限っては注意処分であるとの「目安」が明記されている。当時、「懲戒の標準」がなかったとしても、明らかに松田さんは初回の事案であり「停職処分」は重すぎたのである。

2回の審理を経て、「和解協議」が始まりました。2010年12月に被控訴人（会社）から出された9項目からなる和解条項案にそって、具体的な協議に入り、2011年1月13日に控訴人側（松田）から意見書の提出、18日の協議で最終案を提示しました。この1月27日の最終協議で控訴人、被控訴人、双方が和解条項案を受け入れ、和解が成立しました。

控訴人（松田）代理人森弁護士の御尽力と郵政労働者ユニオンをはじめ支援者のみなさんの物心両面の御支援を受けて、松田さんを先頭に裁判闘争を闘い抜く事ができました。

今回の和解条項の中で、（1）被控訴人（会社）が控訴人に対してした平成20年6月12日付け停職2日間の懲戒処分を、平成23年2月末日までに取り消す。（2）被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として、9万7453円の支払い義務があることを認める。など総体的に概ね私たちの主張どおりの和解となった事を報告します。御支援ありがとうございました。

（安心して働ける職場を）

一応、懲戒処分の問題については和解が成立したものの、この根幹にあった職場での罹病者への様々なイジメ・リストラ・差別体質が無くなったわけではありません。労働組合の使命として、だれもが定年まで安心して働ける職場をめざして共に頑張りましょう。